

蒲郡市生活困窮者一時生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第2条第5項に規定される生活困窮者一時生活支援事業（以下「本事業」という。）について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及びその他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、蒲郡市とする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、一定の住居を持たない生活困窮者のうち、法に基づく生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）による相談支援の申込みをした者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、本事業の対象者及び本事業の対象者と生計を一にする同居の親族のいずれかが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当するときは、本事業の対象者としなない。

- (1) 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。
 - (2) 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者についても対象とする。

(本事業内容)

第5条 本事業の支援内容は、次に掲げるものとし、第1号に定める支援内容の詳細は、別記に定めるとおりとする。

(1) 第8条第2項の規定により本事業の利用を決定した者（以下「利用者」という。）に対し、宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与し、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。ただし、宿泊の支援を利用せずに食事、日用品等の支援のみを利用することはできないものとする。

(2) 利用開始時及び利用期間中において必要に応じて健康診断を行うとともに、医療等が必要な場合は、医療機関等と十分な連携の下に必要な医療等を確保する。

(宿泊施設)

第6条 宿泊する施設は、第4条に規定する対象者を受け入れることに協力が得られた旅館等の宿泊及び食事等を提供する施設（以下「宿泊施設」という。）であって、市長が決定するものとする。

(利用申請)

第7条 本事業の利用を希望する生活困窮者は、一時生活支援事業利用申請書（第1号様式。以下「利用申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 本事業の利用については、原則として、自立相談支援事業のプランに盛り込むこととする。

(利用者の決定)

第8条 市長は、利用申請書を受理したときは、当該生活困窮者が第4条第1項各号の要件に該当するかどうかを確認した上で、本事業の利用可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により本事業の利用を決定したときは、当該生活困窮者に対し、一時生活支援事業利用決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により本事業の利用の却下を決定したときは、当該生活困窮者に対し、一時生活支援事業利用却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(利用の中止)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本事業の利用

を中止することができる。

- (1) 第4条第1項各号の要件を満たさないことが明らかとなった場合
- (2) 宿泊施設で、飲酒、暴力等により他人に迷惑をかける行為があり、相談支援員の指導に従わない場合
- (3) 自立相談支援事業による支援を拒否し、又は必要な指示に従わない場合
- (4) 所在が不明となった場合
- (5) その他市長が本事業の利用継続が困難と判断した場合
(利用の終了)

第10条 本事業の利用は、利用者が安定した住居等を確保したとき又は第8条の規定により決定した当該利用者の利用期間として定めた期間が満了したときに終了する。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。

別記（第5条関係）

1 利用期間

宿泊期間は、原則として3泊以内とする。ただし、特別の事情がある場合には7泊まで延長することができる。

2 宿泊利用料

宿泊利用料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊利用料は、1人1泊あたり8,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。
- (2) 宿泊利用料には、原則として1食以上の食事の提供が含まれるものとする。
- (3) 利用する宿泊施設の規定するチェックアウト時間以降も滞在する場合は、1泊として数える。

3 日用品の支給又は貸与

日常生活に必要な衣類等の日用品について支給又は貸与を行う。費用については、一人当たり6,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。その他、本事業の実施に当たり、「一時生活支援事業の運営の手引き」（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号）に基づいて、必要であると認められた物資等については貸与又は提供することができる。